

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年5月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500581号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600007号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年10月31日から平成3年11月1日に訂正し、平成3年10月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成3年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成3年10月31日までA社に在籍していたが、ねんきん定期便を確認したところ、同日が資格喪失日となっている。退職日が平成3年10月31日付けと記載された退社証明書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の記録によると、離職年月日は平成3年10月31日であることが確認できる上、請求者及びB社から提出されたA社の退社証明書において、「平成3年10月31日付を以ってA社を退社された事を証明致します。」と記載されていることが確認できることから、請求者は、請求期間にA社に勤務(在籍)していたことが認められる。

また、請求期間について、請求者から提出された平成3年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、標準報酬月額(19万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

これらのことから、請求者のA社における厚生年金保険の資格喪失年月日を平成3年11月1日に訂正し、平成3年10月の標準報酬月額を19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行

したか否かについては、B社の事業主は不明である旨回答しているものの、事業主から提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失年月日（平成3年10月31日）は、オンライン記録と一致していることが確認できることから、請求期間当時、A社の事業主から資格喪失年月日を平成3年10月31日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500617号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600008号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年2月26日から昭和63年3月1日に訂正し、昭和63年2月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

昭和63年2月26日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和63年2月26日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年2月26日から同年3月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社(現在は、C社)に異動したが、請求期間における厚生年金保険の記録がない。

しかし、請求期間については継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、A社の元役員から提出された同社の住所録及び同役員の回答並びに複数の同僚の回答等から判断すると、請求者は、請求期間においてA社又は同社の関連会社であるB社に継続して勤務(A社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、異動先のB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年3月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和63年1月の厚生年金保険の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の請求期間当時の事業主は亡くなっていることから、昭和63年2月26日から同年3月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500721号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600009号

第1 結論

A社における平成30年7月31日及び平成30年12月26日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成30年7月31日及び平成30年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、平成30年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年7月31日
② 平成30年12月26日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書によると、請求者は、請求期間①及び②について、A社から18万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①については、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主から回答が得られず、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②については、事業主に照会したものの回答が得られないが、オンライン記録によると、当該期間について、A社における賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定又は日本年金機構により記録訂正処理された者のみであることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。